

ごみの出し方(引っ越し・イベントなど一度に多量に出るとき)

引っ越しやイベントなどで一度に多量に出るごみは収集できませんので、きらりサイクル工房へ直接搬入して処理するか、下記の許可業者に依頼して適正に処理してください。

直接搬入する場合

- 搬入日 月曜日～金曜日(祝祭日は除く)
- 搬入時間 午前9時～午後5時
- 休業日 土・日曜日、祝祭日、年末年始(12月31日～1月5日)
- 料金 搬入時にきらりサイクル工房にて支払いする。

〔搬入条件〕

- ・ 種類ごとに重量が10kg以上あること。
 - ・ 種類ごとに分別されていること。生ごみ、一般ごみ、破碎ごみ、粗大ごみなど
 - ・ 手引き書のP1～P7に記載のごみの出し方のおり処理し搬入すること。
- ※ ボランティアごみの場合は、燃えるもの・燃えないもの・危険ごみ(スプレー缶など)に区分し、袋はボランティア用指定袋を使用してください。指定ごみ袋やごみ処理券は使用しないでください。

〔搬入方法〕

- ① 役場窓口で一般廃棄物搬入許可申請をして「搬入許可証」の交付を受けてください。
(印鑑を持参し、運搬車両のナンバーをお知らせください。)
- ② 交付を受けた搬入許可証を携帯し、きらりサイクル工房へ搬入してください。
- ③ 搬入作業は2人以上で行ってください。
- ④ ヘルメットを着用してください。(きらりサイクル工房で貸し出しています。)
- ⑤ その他、きらりサイクル工房職員の指示に従ってください。

※ きらりサイクル工房の「処理料金」がかかります。

ごみの種類	5kgあたり単価	最低単価(10kg)	説明
生ごみ	140円	280円	計量は種類別に 5kg単位
一般ごみ	190円	380円	
破碎ごみ	210円	420円	
粗大ごみ	210円	420円	
ダンボール	10円	20円	
資源ごみ	無料		缶・びん・ペットボトル・プラ・古紙類
雑がみ	無料		
ボランティアごみ	無料		

- 注意事項
- ・ 他人のごみを一緒に搬入すると、廃棄物処理法違反となります。
 - ・ 危険ごみ、廃食用油は直接搬入できません。

村の許可業者に委託する場合

ごみの収集運搬は、法律により「排出する本人」又は「収集運搬許可業者」しかできませんので、直接持ち込むことができない場合は、次の許可業者に依頼してください。

初山別村一般廃棄物収集運搬業許可業者

初山別運輸有限会社	67-2048
有限会社 山本産業	67-2111

- ※ きらりサイクル工房の「処理料金」のほかに「収集運搬料金」がかかります。
 ※ 委託料(処理料金+収集運搬料金)は許可業者へご相談ください。